

・ 入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

(R7.4.1現在)

70歳未満	70歳以上の方	標準負担額(1食当たり)(1日3食を限度)	
一般	一般	510円	
低所得者Ⅱ(住民非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去一年間の入院期間が90日以内	240円
		過去一年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)	110円	
低所得者Ⅱに該当しない指定難病患者	低所得者Ⅰ, Ⅱに該当しない指定難病患者	300円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方あるいは、  
老齢福祉年金受給者